Project to Support Emerging Media Arts Creators

文化庁 メディア芸術クリエイター育成支援事業

企画募集

応募期間
2025年
4月24日（木）から
5月29日（木）まで

文化庁
Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

この資料について

本資料には、文化庁が実施する令和7年度メディア芸術クリエイター育成支援事業の支援を受けるうえで必要となる、条件、注意事項、手続のルール等、本支援を受けて企画を実施する上で、採択クリエイターが事前に把握していなければならない事項が記載してあります。採択クリエイターの皆様は、本資料を必ずお読み頂き、十分にご理解頂いた上で企画応募をご検討ください。

文化庁メディア芸術クリエイター
育成支援事業
Project to Support
Emerging Media Arts Creators

メディア芸術クリエイター育成支援事業とは？

2011年からはじまった若手クリエイターの育成支援を目的とした文化庁の事業。
さまざまな活動支援により、次世代のメディア芸術分野を担うクリエイターの水準向上を図ります。

専門家によるアドバイス

制作費の支援

これまで支援してきたクリエイター数　▶▶　国内 160 組

創作支援プログラム

メディア芸術領域の優れたクリエイターの創作活動に対する支援（予算上限 500万円）

支援内容：

・レベルアップサポート

・発信サポート

・クリエイターとの交流

・制作サポート

【①国内クリエイター創作支援プログラム】は、5年以上の活動歴を有する、または、これまでに国内外で顕彰等の受賞歴がある概ね40代までのクリエイターを対象に、メディア芸術分野での新しい作品創作の企画を募り、専門家からのアドバイスや技術提供をはじめとした育成支援、他のクリエイターとの交流支援、成果発表の機会の提供や制作費など、選出された企画の具体化を様々な形で支援します。

創作支援プログラム 面談の様子

発表支援プログラム

メディア芸術領域の優れたクリエイターの発表活動に対する支援（予算上限 100万円）

支援内容：

・レベルアップサポート

・広報協力

・クリエイターとの交流

・発表サポート

【②国内クリエイター発表支援プログラム】は、3年以上の活動歴を有する、概ね40代までのクリエイターを対象に、メディア芸術分野の作品の発表企画を募り、専門家からのアドバイスの機会の提供や、作品発表にかかる経費など、国内外およびオンライン公開等での発表機会を支援します。

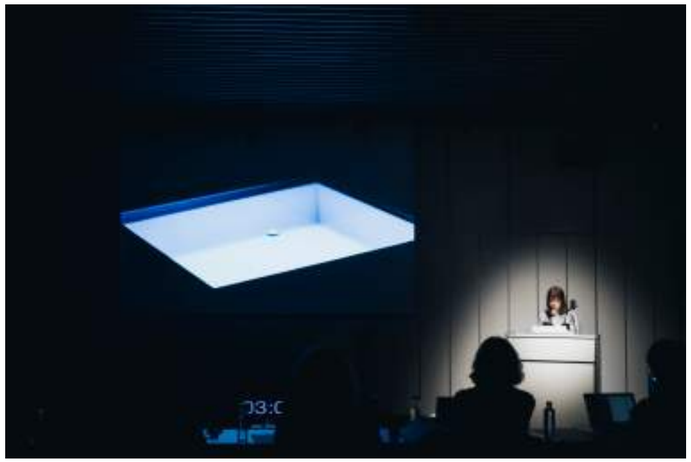

発表支援プログラム プレゼンテーションの様子

審査基準

創作支援プログラム

1）企画の革新性・独創性	• 表現手法や表現形式に新たなチャレンジがあるか • テーマやコンセプトに先見性や斬新な発想があり、新たな創造的価値をもたらすものであるか
2）企画の実現性・妥当性	• 過去の活動実績を踏まえ、企画を実現できる能力を有するか • 企画の活動規模や実施スケジュールが適切であるか • 予算計画が明確であり、計画に対して妥当な経費が計上されているか
3）将来性・発展性	• 企画が実現されることで、価値が広く共有される活動であるか • 企画の支援を通じて、応募者に将来的にも自立的な活動や発展が期待されるか

発表支援プログラム

1）企画の独創性・波及力	• テーマや発表手法等、新しい鑑賞体験や創造的価値をもたらすチャレンジがあるか • 観客層の拡充に務める等、発表を通じて当該分野を活性化させる内容であるか
2）企画の実現性・妥当性	• 過去の活動実績を踏まえ、企画を実現できる能力を有するか • 企画の活動規模や実施スケジュールが適切であるか • 予算計画が明確であり、計画に対して妥当な経費が計上されているか
3）将来性・発展性	• 企画が実現されることで、価値が広く共有される活動であるか • 企画の支援を通じて、応募者に将来的にも自立的な活動や発展が期待されるか

事業全体スケジュール（R７）

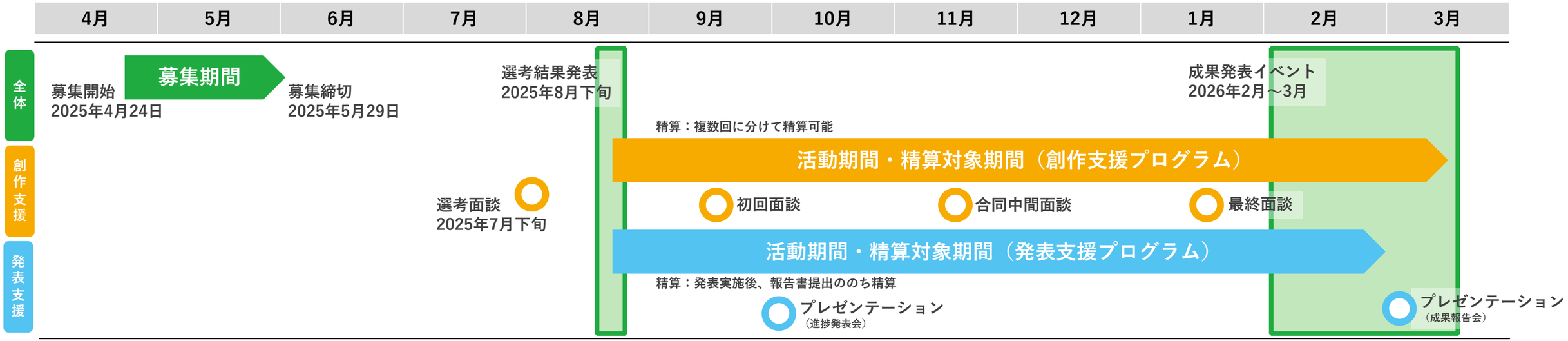

創作支援プログラム

応募・採択まで

募集期間	2025年4月24日～ 2025年5月29日 18:00	• エントリーサイトからエントリー
一次選考	2025年6月初旬～7月中旬	• 書類審査
二次選考	2025年7月下旬ごろ	• 面談審査
選考結果発表	2025年8月下旬	• 公式ウェブサイトおよび応募者への個別連絡を通じ、採択通知を行います。

活動期間

採択通知	2025年8月下旬	• 採択されてからが精算対象期間です。 創作支援プログラムは、複数回に分けて精算可能です。
初回面談	2025年9月	• 担当アドバイザーと個別で実施
合同中間面談	2025年11月	• 創作支援プログラム採択者合同で実施
最終面談	2026年1月	• 担当アドバイザーと個別で実施
成果発表イベント	2026年2月～3月	• 事業全体の成果発表イベントに参加
精算対象期間終了	2026年3月	• 報告書の提出、精算を年度内に完了

発表支援プログラム

応募・採択まで

募集期間	2025年4月24日～ 2025年5月29日 18:00	• エントリーサイトからエントリー
一次選考	2025年6月初旬～8月中旬	• 書類審査
選考結果発表	2025年8月下旬	• 公式ウェブサイトおよび応募者への個別連絡を通じ、採択通知を行います。

活動期間

採択通知	2025年8月下旬	• 採択されてからが精算対象期間です。 発表支援プログラムは、発表実施、報告書提出後に精算となります。
進捗発表会	2025年9月	• 発表支援プログラム採択者合同でプレゼンテーションを実施
成果報告会	2026年2月	• 発表支援プログラム採択者合同でプレゼンテーションを実施
成果発表イベント	2026年2月～3月	• 事業全体の成果発表イベントに参加
精算対象期間終了	2026年2月末	• 精算対象期間中にそれぞれで発表を実施
精算期間終了	2026年3月	• 報告書の提出、精算を年度内に完了

創作支援 & 発表支援 プログラムの流れ（令和6年度の例）

クリエイター育成支援として実施される二つのプログラムは、同時に募集がはじまりますが、
採択後の流れは支援内容に応じて異なります。それぞれの応募からの流れを見てみましょう。

各作家 ― リサーチ、開発、デモンストレーション、作画、制作

創作支援

4月下旬〜5月末

エントリー　公式ウェブサイトに募集要項が掲出されます。募集期間は約1ヶ月。要項を確認の上、所定の応募書類（企画書・予算書・スケジュール・ポートフォリオ）を作成。エントリーサイトから応募します。

8月

選考　応募書類を参考に、有識者による選考会議が行われます。「創作支援プログラム」では選考面談があります。数分間のプレゼンテーションをし、面接官との質疑応答を行います。選考面談の後、選考会議を行い採択者を決定します。

発表支援

提出書類

① 企画書（形式自由）
② 予算書（定型様式）
③ スケジュール（定型様式）
④ ポートフォリオ（様式自由）

⑤ 自己PR動画（3分以内）
※発表支援プログラムのみ

8月末

採択者発表／支援開始

採択者が決定し、本人に通知が届きます。公式ウェブサイトでも採択者が公表されます。その後事務局とのやりとりを経て、支援がスタートします。

発表支援プログラムの採択者は、以後、9月から2月末までに各々で発表（展示・上演・上映・ワークショップなど）の機会を設けることになります。

9月

初回面談

担当アドバイザー2名との初めての個別面談です。面談は約1時間。クリエイターからは、改めてプロジェクトの概要や進捗状況を共有。アドバイザーからは、採択理由や、プロジェクトに期待することなどが話されます。初回面談以降、アドバイザーはプロジェクトに寄り添うパートナーのような存在に。コンセプトワークから実装まで、プロジェクトがよりよい方向に進むよう、クリエイターのステップアップの場になるよう、共に考えます。

10月

採択企画発表会

同プログラムのクリエイターとアドバイザーが集い、合同でプレゼンテーションを行います。5組ほどのクリエイターが入れ替わりで登壇し、順にプロジェクトの概要や進捗を報告。アドバイザーからコメントをもらいます。面談後はクリエイターとアドバイザーとの懇親会に参加。ほかのクリエイターによるプロジェクトに触れる機会であり、クリエイター同士やアドバイザーとの交流のチャンスでもあります。

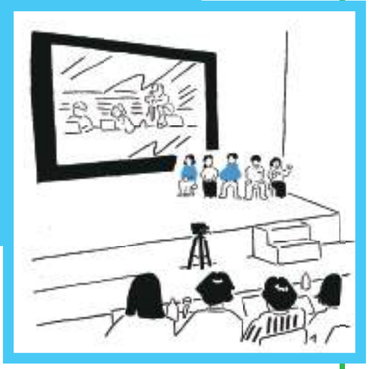

11月

中間面談（合同）

同プログラムのクリエイターとアドバイザーが集い、合同で面談を行います。持ち時間は約20分。5分で進捗を報告し、担当アドバイザーや、そのほかのアドバイザーからもコメントをもらいます。面談後はクリエイターとアドバイザーとの懇親会に参加。中間面談は、ほかのクリエイターによるプロジェクトに触れる機会であり、クリエイター同士やアドバイザーとの交流のチャンスでもあります。

1–2月

最終面談

最後の面談は、再び、担当アドバイザー2名との約1時間の個別面談です。プロトタイプやテストピースを持参するなど、完成形が見えるようなプレゼンテーションを目指します。また、間近にせまる成果発表イベントに向けて、具体的な展示方法の検討も行います。

2月

成果発表イベント「ENCOUNTERS」

両プログラムが合同で成果発表を行います。創作支援プログラムは、プロトタイプや模型、パネル展示などによって、事業における成果やプロジェクトの概要、魅力などが具体的に伝わる展示を目指します。発表支援プログラムは、実施したプロジェクトの紹介パネルや、展示作品の一部、記録映像などを通じ、発表の様子などを伝える展示を行います。

2月末

成果報告会

同プログラムのクリエイターとアドバイザーが集い、成果発表を行います。クリエイターは2月末までに実施した発表（展示・上演・上映・ワークショップなど）についてプレゼンテーション。アドバイザーがコメントし、批評を行います。

～3月末

支援期間終了

発表支援プログラムは2月末までに発表を実施します。
同プログラムとも3月中旬までに実施報告書と記録（映像など）を提出します。

～12月末

完成

年度末で支援期間は終了しますが、創作支援プログラムは、プロジェクトの完成期限が翌年12月末となるため、プロジェクトの完成を目指します。完成後、記録（映像など）を提出します。

イラスト：豊島 宙

創作支援 & 発表支援 プログラムの流れ（令和6年度の例）

精算可能な経費項目について

本事業の目的に沿った経費のみが精算対象として認められます。
どの項目に該当するか明確に区分でき、その経費の必要性及び金額の妥当性が証憑書類で明確に確認できる必要があります。

創作支援プログラム

項目	概要
旅費	制作にかかる移動費・宿泊費（タクシーは不可）
材料費 ※創作支援のみ	制作作品材料購入費 ※PCやカメラ、ソフトウェアなどの機材・物品の購入は不可。 ※作品の一部として必要になるものは事務局と協議の上で認められる場合があります。
借損費	制作・機材レンタル費等 （例：展示会場レンタル、ソフトウェアの期間ライセンス、機材レンタル）
消耗品購入費	材料費以外の消耗品（例：事務用品、紙、梱包材）
資料購入費 ※創作支援のみ	図書購入費、展示観覧料等（例：参考書籍、展示チケット）
通信運搬費	作品輸送費・広報発送費 等
作品制作費	外部発注費等（例：制作スタッフにかかる費用、記録撮影費、翻訳費）

発表支援プログラム

項目	概要
旅費	発表にかかる移動費・宿泊費（タクシーは不可）
借損費	会場・物品レンタル費等 （例：展示会場レンタル、ソフトウェアの期間ライセンス、機材レンタル）
消耗品購入費	発表にかかる消耗品等（例：梱包材）
通信運搬費	作品輸送費・広報発送費 等
発表制作費	外部発注費等 （例：展示設営・運営スタッフにかかる費用、記録撮影費、翻訳費）

※**記載はあくまで一例です。**本事業の目的に適合し、その経費の必要性及び金額の妥当性が明確に確認できるものであれば対象となります。

＜精算について＞

精算の流れ（令和6年度の例）

流れをみていきましょう！

【①創作支援プログラム】は、支援対象期間中複数回に分けて精算できます。
複数回のうち一部は前払いの対応が可能です。

【②発表支援プログラム】は、発表の実施が完了したあとに精算となります。
必ずご自身で一度お支払い（立替）をしていただく必要があります。

文化庁メディア芸術クリエイター育成支援事業
Project to Support Emerging Media Arts Creators

個人事業主の場合

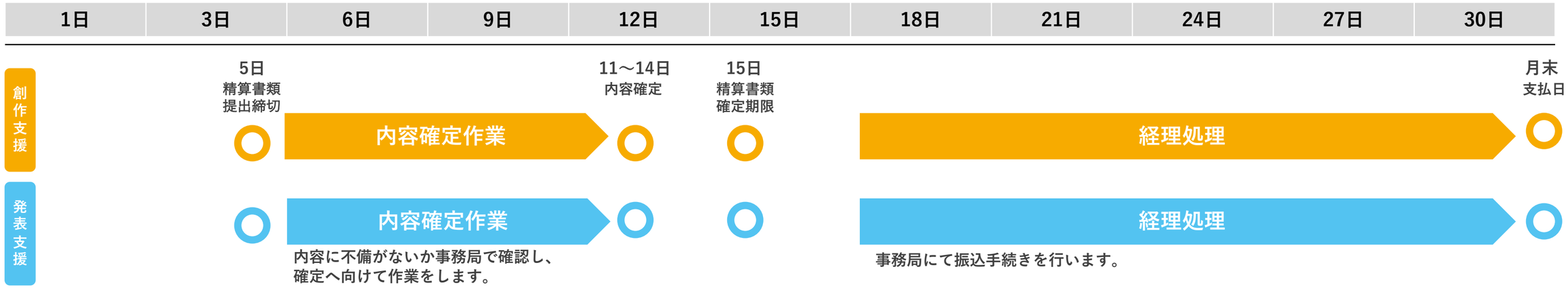

法人の場合

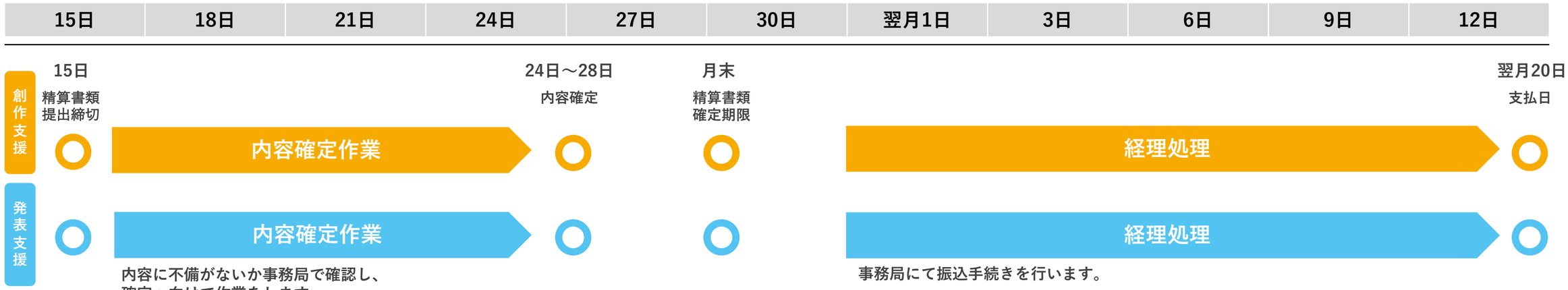

＜精算について＞

よくある質問

募集要項の内容について

Q. 異なる企画であれば、両方のプログラムに応募できますか？
A. 別企画であっても、原則、①創作支援・②発表支援への併願はできません。

Q. 所属をしている団体での応募（代表者は別の人）と、それとは別で個人としての応募したいのですが、可能ですか。
A. 所属団体の主となるメンバーである場合、個人でのご応募と重複扱いとなるため複数応募できません。団体の代表者やメンバーではなく、コラボレーター等の場合、個人としてもご応募いただけます。

よくある質問

募集要項の内容について

Q. 《応募者の条件》の「〇年以上の活動履歴を有すること。」これは、個人のアーティスト活動のことですか？団体を主宰している活動履歴もこれに含まれますか？

A. 個人のアーティスト活動、団体を主宰している活動履歴どちらもこの条件に含まれます。個人のアーティスト活動をしていなくても、団体を主宰している活動履歴が条件を満たしていれば対象です。

Q. 《応募者の条件》の「日本国籍もしくは日本永住権」は、代表者が日本国籍であればOKですか？

A. 制作チームの代表者が条件を満たしていれば応募可能です。

Q. 《応募者の条件》の「概ね40代までであること。」というのは、49歳までということでしょうか？

A. 「概ね40代」であり、具体的な年齢制限を設けているものではありません。

＜よくある質問＞

よくある質問

募集要項の内容について

Q. 本プログラムと、文化庁の別の助成金へ同時に応募することは可能でしょうか。

A. 同時にご応募いただいても問題ありませんが、予算書に「同時に応募していること、支援を受ける予定の金額」を必ず明記してください。
エントリーサイトにも同時に応募している助成金の情報入力欄がありますので、記入をお願いします。

※募集要項にある通り、「国の補助金や委託費等が支出されるもの」は原則として支援対象にはなりませんので、省庁が主催する別の助成金等が採択されましたら事務局までご連絡ください。
省庁主催の支援を複数同時に受けることができないため、採択決定後いずれかをお選びいただく必要があります。

※本事業と同時に支援を受けられない事業の例：新進芸術家海外研修制度、ndjc：若手映画作家育成プロジェクト、アニメーション人材育成調査研究事業、
文化芸術活動基盤強化基金（クリエイター支援基金）等

※応募中の事業が対象となるか不安な場合は、事務局までお問い合わせください。

Q. クリエイター個人ではなく、「クリエイターの支援をしている団体」の発表機会も対象になりますか？

A. 募集要項上、団体での応募を可としているものの、本プログラムは作品を制作する主体である個人、または団体への支援を目的としています。コンテスト主催者等の発表企画に対して支援するものではないため、対象となりません。

Q. （①創作支援のみ）２次選考の面談ですが、オンラインで行うことは可能でしょうか？

A. オンラインでのご参加が可能です。採択が決まったあとのアドバイザーとの年3回の面談についても、オンラインでのご参加も対応いたします。

※都度事務局と相談しながらすすめさせてください。

＜よくある質問＞

よくある質問

募集要項の内容について

Q. 「発信サポート」の内容について具体的に教えてください。

A. 各採択クリエイターに広報担当スタッフがつくというわけではなく、プログラム全体での発信サポートのことです。具体的には公式SNSでの採択クリエイターの展示広報や成果発表時のプログラム全体のリーフレット作成などを行います。

Q. 「応募企画名」には作品名を入れるのが良いですか？

A. 企画名は作品名ではなく、プロジェクト全体を適切に表す名称をご記入ください。企画名は成果発表イベント等でも使用されます。

＜よくある質問＞

よくある質問

予算の使い方について

Q. 自分への「制作費（アーティストフィー）」の支払いは予算に含められますか？
A. 含められません。団体で応募の場合、団体の代表以外のメンバーの方にもお支払いすることはできません。外部発注費であれば予算に含めてOKです。

Q. 予算書の記入例には、どちらも展示・上映の予算を記入、と書いてありました。創作支援と発表支援の違いはなんですか？
A. 発表支援はあくまで完成した作品の発表（展示、上映、上演、ワークショップ等）にかかる費用のみが支援対象です。創作支援は作品の制作費のみならず展示・上映も支援に含まれるので、記入例として入れています。

Q. 採択企画にかかる費用が支給されるのはいつですか？
A. 支援対象となる費用の支給については、採択決定後から（8月末予定）となります。採択決定以前にかかった経費を遡って精算することはできません。また、精算対象期間を過ぎてから経費を精算することもできません。精算タイミングについてはプログラムごとに異なります。

【①創作支援プログラム】の場合
採択通知がされた月以降、複数回に分けて支給を受けることができます。

【②発表支援プログラム】の場合
発表実施が終わったあと、実施報告書（定型様式）を提出していただきます。この報告書を確認後、支出済みのものに対して経費を支給します。そのため、必ずご自身で一度お支払いをしていただく必要があります。いかなる場合であっても前払いの対応はできません。

＜よくある質問＞

発信サポート・広報協力

両プログラム共通

公式ウェブサイトでは、採択された企画の面談やイベント概要などのレポート・記録映像等を公開します。

また、SNSでは採択者の発表情報（展示・上映など）を紹介していきます。

公式ウェブサイト
https://creators.j-mediaarts.bunka.go.jp/

X（旧twitter）
https://twitter.com/MediaArts_C

Facebook
https://www.facebook.com/MediaArtsCreator

Instagram
https://www.instagram.com/MediaArtsCreators/

YouTube
https://www.youtube.com/@mediaartscreator

CHECK !!